

愛知工科大学における研究費の不正防止に関する基本方針

趣 旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、愛知工科大学（以下「本学」という。）における研究費の不正防止に関して必要な方針を定めるものとする。

1. 責任体系の明確化

本学における研究費を適正に運営・管理するため、責任体系を明確化する。「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」を置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を明確化して学内外に公表するとともに、不正防止対策を積極的に推進する。また、監事に求められる研究費不正防止に関する役割を明確化する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

研究費の不正が行われる可能性は常にある、という前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

研究費の不正使用を未然に防止するため、不正発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえた予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、研究費を適正に運営・管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

研究費の不正防止に向けた取組について、基本方針、手続等を学内外へ積極的に情報発信し、共有する。

6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

愛知工科大学における公的研究費の不正防止に関する行動指針

趣旨

この行動指針は、「愛知工科大学における研究費の不正防止に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を実施するために必要な措置を定めるものである。

1. 責任体系の明確化

愛知工科大学（以下「本学」という。）における研究費を適正に運営・管理するため、責任体系を明確化する。「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」を置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を「愛知工科大学研究費の運営及び管理に関する取扱規程」（以下「研究費運営管理規程」という。）に明確に定めて学内外に公表するとともに、不正防止対策を積極的に推進する。また、監事は、研究費の運営・管理についても重要な監査対象として確認する。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は本学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

〈役割〉

ア 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともにそれらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理を行うことができるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、不正防止対策推進室において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について協議する。

ウ 様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識を向上させ、本学の隅々まで浸透させる取組を行う。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、研究不正防止を担当する工学部長をもって充てる。

〈役割〉

統括管理責任者は不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき本学全体の具体的な対策を策定・実施する。また、実施状況を確認して最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は各学科等における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、各学科の長及び各センター並びに研究所の長（以下「学科責任者」という。）をもって充てる。また、学科責任者は、各府省庁等が定めるガイドラインにおけるコンプライアンス推進責任者として、各学科等における競争的研究費等の適切な運営・管理に努めるものとする。

〈役割〉

統括管理責任者の指示の下、次の事項を実施する。

- ア 各学科等における不正防止対策を実施する。また、実施状況を確認して統括管理責任者に定期的に報告する。
- イ 各学科等の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ウ 各学科等において、定期的に啓発活動を実施する。
- エ 各学科等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかなどをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 監事

監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認するとともに、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。また、監事は、確認した結果について、定期的に報告し、意見を述べる。

監事が上記に示す役割を十分に果たせるよう、推進室及びその他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行う。